

議案第 1 1 2 号

琴浦町カウベル調理加工等施設条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町カウベル調理加工等施設条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年12月6日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和元年琴浦町条例第 号

琴浦町カウベル調理加工等施設条例の一部を改正する条例

琴浦町カウベル調理加工等施設条例(平成18年琴浦町条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理の期間) 第6条 指定管理者が第4条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する町長の指定を受けた日の属する年度の2月1日から <u>3年以内</u> とする。ただし再指定による期間の更新を妨げない。	(管理の期間) 第6条 指定管理者が第4条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する町長の指定を受けた日の属する年度の2月1日から <u>3年間</u> とする。ただし再指定による期間の更新を妨げない。

附 則

この条例は、令和2年2月1日から施行する。